

週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領（案）

1 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社がその必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気を醸成していくことが重要となる。本制度では、現場閉所の達成状況に応じた、工事成績の評定等を行うことで、段階的に無理なく週休2日を導入することを目指す。

2 対象工事

基本的に、県土整備部所管の全ての土木請負工事を対象とする。

<対象外工事>

- ①「県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領」において工事成績評定の対象外となる総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事。
- ②「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事。
※災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外すことができる。

3 実施方法

- ・入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明記する。（別紙1参照）
- ・受注者は契約後、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の全ての土曜・日曜を現場閉所（以下「現場閉所」という。）する、週休2日を反映した施工計画書を提出する。但し、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- ・発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワシデーレスponsに努める。
- ・受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。

4 工事成績評定

現場閉所の達成状況に応じて加点する。（考查項目別運用表：主任監督員の創意工夫欄にて加点）

現場閉所の達成状況	加点
4週8休以上 (100%)	3点
4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	2点
4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)	1点

《現場閉所の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。
※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

<参考>

4週6休以上で+1点、4週7休以上で+2点の加点が可能で、各受注者の事情にあわせて、段階的に週休2日制度へ移行できる仕組みとしている。

5 労務費、機械経費、共通仮設费率、現場管理费率

現場閉所の達成状況に応じて、諸経費体系別に補正係数を乗じる。経費の補正については、積算基準の運用（積算参考資料I）の「週休2日制（土日現場閉所）の経費補正における積算要領」により計上する。

6 確認方法等

- ・工事現場の現場閉所は工事履行報告書により確認する。（受注者からの提出）
- ・土曜や日曜に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜や日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
(日給の作業員の月収が減少する問題があるため。)
- ・現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

7 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること（別紙2参照）

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から適用する

平成30年 4月 1日一部改定

平成30年10月 1日一部改定

令和 2年 7月 1日一部改定

令和 3年 4月 1日一部改定

(1) 入札公告における記載例

本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）

建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。（但し、工事成績評定の加点等については、土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。）

また、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日※を含む）に応じて下記の表のとおり、工事成績の加点、労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正を行う。（休日を確保できなくても減点しない。）

なお、土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

<工事成績の加点>

現場閉所の達成状況	加点
4週8休以上 (100%)	3点
4週7休以上4週8休未満 (87.5~100%)	2点
4週6休以上4週7休未満 (75~87.5%)	1点

《現場閉所の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。
※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

考查項目別運用表における主任監督員の創意工夫欄にて加点する。

<労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正>

(例) 一般公共（港湾工事4工種除く）の場合

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (100%)	4週7休以上 4週8休未満 (87.5~100%)	4週6休以上 4週7休未満 (75~87.5%)
労務費			
機械経費（賃料）			
共通仮設費率			
現場管理費率	○.○○	○.○○	○.○○

※発注工事の諸経費体系に応じて添付する表を選定すること

<週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例>

